

児童養護施設における子ども暴力

中山 万里子[§]

Violence by Children in Children's Home

Mariko Nakayama

○はじめに

児童養護施設における暴力は、主に「施設内虐待（＊1）」（職員から子どもへの暴力）の問題として論じられてきた。一方、施設の子どもの暴力も、非常に深刻な問題であり、早急な対策を迫られている。本稿は、「子ども間暴力」、および「子どもから職員への暴力（対職員暴力）」の実態に焦点を当て、考察することを目的とする。

○用語の定義

「暴力」

本稿は、子どもの暴力をテーマとしている。「暴力・violence」の定義には諸説あるが、森田（1999）による暴力の定義、「人が他人または自分の心とからだを深く傷つけること」は、一般的な暴力の表現として適切であり、本稿はこれをもって定義とする。ただし、本稿でことわりなく「暴力」と記す場合、「他害」（暴力が他者に向かう場合）の意で用いることとする。

[§]白鷗大学教育学部

「子ども暴力」

本稿では、児童養護施設内で発生する入所児童による暴力を、「施設内子ども暴力」とし、暴力の対象別に、入所児の他入所児への暴力を「子ども間暴力」、入所児の職員への暴力を「対職員暴力」とする。

また暴力の種類別に、「身体的暴力」（殴る、蹴る、突き飛ばす、閉じ込める、物を投げつける、凶器で傷つける、など）、「性的暴力」（わいせつ行為をする・させる）、「心理的暴力」（暴言、無視、仲間はずれ、物隠し、盗み、恐喝、非行〈万引き・他児への暴力など〉の強要、凶器で威嚇する、器物損壊など）とする。

○考察に当たって

「子ども暴力」の実態を把握できる数少ない手がかりの一つとして、東京都社会福祉協議会（以下、「都社協」）児童部会が、2007年、都内59の児童養護施設を対象に実施した調査がある。「施設内子ども暴力」に関する国内初の本格的な実態調査であり、施設の「子ども暴力」への対策が喫緊の課題であるとの警鐘を鳴らすきっかけとなった。①施設関係者（都社協児童部会）による、関係者全体の理解の喚起および問題の克服を目的とした調査であること、②質問項目が詳細であること、③回答率が高いこと等から、「施設内子ども暴力」の実態を把握する上で有用性の高いデータと判断した。よって、本稿ではこの調査結果（以下、「資料1」巻末参照）および都社協調査担当者による結果報告（黒田・2009、以下「資料2」）をもとに、児童養護施設の「子ども間暴力」、「対職員暴力」の現状を分析し、子ども暴力について考察する。

また、都社協児童部会が都内20の児童養護施設を対象に実施した「〈入所児童の施設生活に対する意識〉の調査」（以下、「資料3」）、ならびに、元施設入所児へのインタビュー（体験記）として、「子どもが語る施設の暮らし2」（以下、「資料4」）を、それぞれ適宜引用する。

○子ども間暴力

都内施設で身体的暴力が週99件

都社協の調査（資料1）では、調査期間中（連続7日間）、子ども間の「身体的暴力」があった施設は50%（24施設）で、総件数は99件だった。

調査を担当した黒田（2009）は、「年間に換算すると、99件×52週＝5,148件となり、未回収の施設で同程度の頻度で起きているとすれば、約6,400件となる。児童は、職員の目が届きにくいところで暴力をふるう場合が少なくないことから、発覚していない事例もあることが予想され、実際にはもっと数多く起きていると考えられる」と推測する。

「いじめ」など意図的な暴力は、職員の目を盗んで継続的・陰湿に行われる。不自然な傷やアザのある子どもに職員がたずねても、加害児の報復を怖れ、被害の事実を隠すだろう。なお、週99件とは、「身体的暴力」に限った数字である。事件が表面化しづらい「心理的暴力」（無視、仲間はずれ、暴言など）、および「性的暴力」を含んでいない。

児童養護施設には年少児（下は2歳から）や障害児も多く、被害を的確に表出してもらうことが難しい。「見えざる暴力」を含めれば、「子ども間暴力」は相当な件数にのぼるものとみられる。

暴力は、①曜日は土日・平日にかかわらず、ほぼ同じ頻度で発生、②放課後から就寝前を中心に、朝から晩まで食事中・入浴中・就寝中にまで発生している。③発生場所は児童の「居室」が最も多い。職員の目が届きにくい「廊下・階段」「風呂場」も割合は少ないが回答がみられた。施設内で「子ども間暴力」が、四六時中・あらゆる場所で発生することがわかる。

ちなみに、2010年、NPO法人「こどもサポートネットあいち（長谷川真人理事長）」は、初めて全国570近くの児童養護施設を対象に調査を実施（郵送）、施設内暴力の「被害経験の有無」を問い、高校生440人および職員211人から回答を得た。それによれば高校生の24%が、他児から身体的または心理的暴力を受けた経験があると答えている。

加害児・被害児とも、特定の・集中的

都社協調査から子ども間暴力の加害と被害の傾向を見てみよう。

加害児の年齢は、幼児から中学生まではほぼ同じような割合で、高校生のみに極端に低かった（99件中4件）。が、後述の「対職員暴力」調査では、年少児よりむしろ年長児が高い割合を示しており、中学生・高校生による「子ども間暴力」は、年少児のそれより職員に気づかれにくいため、実態はもっと多いものと推測される。

また、加害児の男女比は、男：女＝2：1（無回答を除く）で、学校内暴力の性比9：1（文部科学省，2010）と比べると、施設の女兒による他児への身体的暴力が非常に高い割合であることがわかる。

「起こった暴力がどのくらいの頻度で行われたか（加害頻度）」は、全99件のうち、「日に何度も」と「毎日」を足すと全体の18.2%、これに「週1回」を含め68.7%、月「2～3回」を合計すれば85.9%に達する。

一方、被害児は9割が年少児（幼児～小学3・4年）であった。年長児が年少児に暴力をふるう傾向はこれまでも指摘されており、ほぼ予想通りの結果といえる。男女比では、男：女＝3：2であった。

暴力の被害頻度は「日に何度も」と「毎日」の合計が11.1%、「週1回」を含めて57.6%、「月2～3回」を合わせれば75.8%であった。

以上の結果をまとめると、暴力の加害児・被害児とも、「特定の」「集中的」であることがわかる。調査で把握した身体的暴力の大部分は、一定の子たちが日常的に起こしているものであり、一方、同じような子たちが毎日のように繰り返し被害に合っていることになる。黒田（2009）は「頻繁に暴力をふるう子は他の子の安心や安全を脅かす存在であり、そのような子が児童養護施設の対象児であるのかどうか、ケースごとに検討が必要である」と述べる。

また、特定の子どもに被害が集中している実態は、著しい人権の侵害である。加害児の暴力から被害児を守ることを職員が怠れば、「ネグレクト」として「施設内虐待」となる（「児童福祉法」第2章第6節第33条の10・被

措置児童等虐待の防止等)。

被害児の心身の「安全・安心」を確保し、加害の再発を防止するために、各施設はどのように取り組んでいるのだろうか。都社協は子ども暴力の実態調査と同時に、各施設が実践する「暴力への取り組み」についてのアンケートも実施し、自由記述式でさまざまな具体例としての回答を得た(資料1)。記述のあった施設とほとんど記述のない施設に二分され、子どもの暴力問題に対し、「特別に重視して取り組んでいる施設」と「多くの問題行動の一つとして特別な対応をしていない施設」の違いを反映しているのではないかと取り組み対して施設間で温度差があることを調査研究部の考察として報告している(黒田, 2009)。

子ども間の支配－被支配関係

都社協調査(資料1)からも、子ども間暴力を生む背景の一つに、加害児と被害児の「支配－被支配」関係があることが示唆される。

都社協の子どもアンケート(資料3)から、子ども同士の関係で「嫌なこと」として、以下のような自由記述の意見があった。

「いじめられること」

「暴力が多いから少なくしてほしい」

「一緒に住んでいる人で暴力を振るう人がいてイヤだ」

「テレビ・読書・外での遊びなどAに禁止させられた。Aキライ。Aが私の自由をうばう」

「個人的にだけど…Bを何とかしてほしい」

「友達がいやだ。内緒にして欲しいことをすぐ誰かに喋っているから。仲間はずれにされたことがあるから」

他児の頻繁な暴力に苦しむ子、特定の子にあれこれ指示されたり、いじめられたりする子どもの声である。

ここで、子ども間の「支配－被支配」を物語る例として、ある元施設入

所見2人のインタビューを引用する（資料4）。

【元女兒Sさん①】子ども同士の上下関係が強く、そのため、年上の子には怖くて近寄れませんでした。あるとき、お風呂に入る時間がちょっと遅くなって、年上の子と一緒に入ると、洗面器を投げられました。そのようなことが突然起こるので、年上の子には怯えながら接していました。ですので、一緒に遊ぶときは、どうしたらいじめられないように、気に入られるようにすればいいかを考えていました。でも、怒っていたかと思うと、次の日には、急にやさしくなっていたりするんです。年上の子が年下の子に感情をぶつけるものだから、小さい子は先生だけが頼りなのに、職員会議や引き継ぎなどで先生がいなくなってしまうと、大声で泣いても飛んできてくれる先生は少なかったから、日に日に施設の生活に対して不安が増したりしていました（資料4, pp.177-178）。

幼いSさんは、威圧的・衝動的で気分の変わりやすい年長児の機嫌を損ねぬよう、腫れ物に触るかのように接している。子どもの「安全基地」であるべき職員は頼りにならず、不安感を増大させている。会議・申し送りなど、職員の手薄な時間帯に「死角」が生じやすく、暴力が潜在化しやすいことを示している。

【元男児Kさん①】僕が一番最初の記憶として残っているのは、施設で先輩の学園生から受けた暴力です。頻繁に暴力を振るわれたのかどうかははっきりしませんが、僕にしてみると「いつもやられていた」という思いがあります。その先輩が施設の職員とけんかしたときなどに、腹いせに殴られたんです。僕らが何か悪いことをしたからというわけではなく、八つ当たりという感じでした。

暴力を受けていたのは僕だけじゃなくて、小さい子は、いつもそういう先輩のターゲットにされるんです。やりかたがきたなくて、職員にぜったい見つからないように、知られないところでやられました。（資料4, p.100）。

Kさんも、自分とは関係のない理由で、先輩と職員とのトラブルの「腹いせ」「八つ当たり」として、日常的に殴られていた。暴力は、加害児が巧妙に隠せば、職員の目に届かないことがわかる。

上級生が下級生を、強い子が弱い子をターゲットにする暴力・いじめは、子ども間の「支配-被支配」の関係からくるものである。一定の空間内で生活を共にする者の中で、強者が弱者を力で圧倒し一方的に支配する、という構図は、「家庭内虐待」のそれと同じである。加害児は、無抵抗の子を選んで支配する。やられっぱなしの被害児は幼いながらもその歪んだ関係から逃れられないことを知っている。

被害児が、加害に転じ、子ども間暴力が日常化する様子を、Kさんのインタビュー記（前掲）の続きから、さらに引用する。

【元男児Kさん②】ある程度大きくなると、いじめていた先輩は卒園していくし、僕もやり返せるようになったので、いじめられるということはありません。でも、その代わりによくけんかをしました。相手は自分と同年の人とか、先輩です。仲が悪いということではなく、「こいつには負けたくない」という気持ちが強くて、ついついけんかになってしまうんです。ある意味、遊んでいるみたいなものです。おとなから見ると「けんかは悪い」ということになってしまうんだろうけど、けんかをする事で相手のことがわかる。コミュニケーションの延長みたいな感覚だったと思います。そいつのことが嫌いというのではなく、むしろきょうだいげんかに近いものでした（資料4、pp.100-101）。

年長になり体力もついたKさんは、もはや「いじめられっ子」ではなくなった。「暴力」をふるう側になったKさんにとって、暴力は「悪いもの」というより、「けんか」や「遊び」のようなもので、相手のことがわかる「コミュニケーションの延長」のようなものとなった。「子ども間暴力」が、日常化していく過程がよくわかる。

暴力のし癖化・暴力への無感覚化

施設児童の暴力に限らず、子どもの暴力は、放置すれば取り返しのつかない事態に発展する可能性を秘める。藤岡（2004）は、「暴力を振るう少年の多くは、小学校時代にいじめられた体験がある」とし、仲間関係からんで集団で激しい暴力をふるう少年の暴力が高じてゆく過程とその特徴を、①いじめを誰にも言えずずっとがまん、②中学生頃、いじめっ子の横暴さにキレて、暴力で相手を打ち負かすような出来事を契機に「こんないい方法があった」とその効果に気付く、③暴力がし癖化し、対人関係の葛藤や自身の欲求充足を一気に決着する「魔法の杖」的な解決手段となる、④不良仲間認められるため、暴力を競い合う、⑤次第に暴力を受けても痛み・恐怖を感じなくなる、と説明する。

興味深いのは、暴力の「し癖化（あるものを特に好んで癖になること）」だ。暴力は彼らにとって肯定的な価値を持ち、仲間先駆けて暴力を振るうことが、能力や信頼関係の証となる。この暴力に対する歪んだ認知が、暴力への抵抗感をなくし、次第にエスカレートし、「とんでもない、信じられないような暴力事件となり、深刻な犯罪被害をもたらす」と、藤岡は危険性を指摘する。

友だち同士の暴力は「遊び」や「けんか」であるかもしれない。だが、その暴力を、ある時、たまたま年少児や弱い子に向けてしまえば、それは「いじめ」であり、傷害、暴行として「犯罪」となる。大きい子はちょっとの力で殴ったつもりでも、小さい子にとってその痛手はとてつもなく大きい。「痛み」や「恐怖」に鈍化した彼らは、他者へのそれに共感できない。「自分もかつて上級生にされてきたこと」として、暴力が下の世代に「連鎖」してゆくことになる。

集団生活へのストレスと暴力

児童養護施設の子どものほとんどは、複数の子どもと同じ居室で生活している。そのことは、子どもたちにどのような影響を与えるのだろうか。Sさんの例をみてみよう。

【元女兒 S さん②】自分が大切にしていたものを盗まれたりお小遣いが無くなったり、考え方の違いや習慣の違いが子どもたちに多種多様あったので、その辺のけじめが無いことに疲れたこともありました。気が合わない子と一緒に部屋だったときは、ストレスが積もりに積もっていました。私はどちらかというところ「群れ」が嫌いで（今でも嫌いです）、いつも仲間を作って行動する子とはとくに気が合いませんでした。だから衝突も男女問わずありました。カッとなったら今まで抑えていたものの全部が出てしまって、本気で殴り合いのけんかもしました。自分の居場所をどこに置いたらよいかかわからないから、いらいらしてばかりいたときもありました（資料 4， p.181）。

S さんは、同じ居室の子どもたちとの共同生活にイライラを募らせている。学校という集団生活を終えて、施設に帰って、また他人である大勢の子どもたちと生活を共にすることは、お互いがストレス因子となるだろう。小さい頃上級生にいじめられ泣いていた S さんが、「本気で殴りあいのけんか」をするまでに変貌している。「自分の居場所をどこに置いたらよいか」という S さんのやるせない思いは、吐き出しどころがなく、暴力として行動化してしまったのである。

都社協の調査においても、「居室」は暴力が最頻発する場所であることを示す。一番くつろげる場所でなければならない居室が暴力の温床であるとするれば、いったい子どもたちはどこで心身を休めたらよいのだろうか。

児童養護施設の子どもの居室は、「児童福祉施設最低基準（第41条）」によって、①1室の定員は、15人以下、②面積は1人につき3.3㎡以上となっている。日本の一般家庭と比較してみれば、この基準が子どもの人権をないがしろにするものであるのは言うまでもない。集団生活のストレスをためる子どもたちを、慢性的人手不足の状態でもケアする施設職員の負担は相当なものとなる。

施設には、虐待を受けた子・障害を持つ子、その他複雑な家庭事情から入所する子どもが多く、情緒の安定しない子どもの割合が増えている。調

査結果にみるように、子ども間のトラブルは絶え間ない。心身が深く傷ついた子どもたちに、他児をいたわるゆとりはない。よく言われるように彼らは「ゼロでなくマイナスからのスタート」を余儀なくされている。一般家庭で親と暮らす子と同程度では不十分で、「プラス」の環境が必要なのである。

都社協調査では、施設職員に「暴力問題の予防・防止に必要な制度の改善」を尋ねた自由記述（複数回答）として、「生活集団の少人数化」（13人）、「高齢児の個室化」（7人）、「暴力を振るいたくなくなった時、一人になれる居室以外の部屋（防音・壁がクッション等）があるといい」（4人）などがあつた（資料1, p.51）。

また、都内施設の子どもアンケートの自由記入欄には、「部屋と机の鍵」「個室」への要望が多く、「寮を男子と女子で分けてほしい」という意見が複数あつた（資料3, p.62, p.67）。

深刻な子ども間性的暴力

暴力・いじめは、居室・風呂場・トイレ・園舎の裏など、いわゆる職員の「死角」で起きやすい。くつろぐにも、用を足すにも、入浴中も、睡眠中までも、子どもたちの「安全・安心」が脅かされている。

とりわけ深刻な問題とされるのが、子ども間の「性的暴力」だ。長い間、看過されてきた、施設内の子ども社会の「闇」である。元施設入所児Sさんの話（前掲）の続きを引用する。

【元児Sさん③】当時の建物自体にも問題がありました。男女同じフロアで（部屋割りは男女別でしたけれど）、しかも鍵の無い部屋だったということもあり、私が小学校高学年のとき、普段と変わらずに部屋で寝っていると、中学生の男の子が部屋の中に入ってきて襲われそうになったこともありました。その時はすぐ夜勤の先生に相談しましたが、それでも何度か同じ目に遭いました（犯される手前で自力で逃げました）。当時、学校のクラスに好きな男の子がいたので、好きでもない男に身体を触られたことがものすごくショックで本気で自殺

しようと思ったのはこの時でした。そのことで自分が汚く思えてしかたなかったです。(中略)でも、幼くして父・母を病気で亡くしていたので、私が死んだらきょうだいがいま以上に寂しい思いをするんだろうな…と思うと、そっちの方が辛くなってしまって、泣きながら自殺をとどまったこともありました。今後このようなことが起こらないためにも、施設の職員は子どもの成長や変化を敏感に察してあげてほしいと思います。建物をどうにかしたところで収まる話じゃありません(資料4, pp.182)。

Sさんは、「自分が汚く思えてしかたなかった」と、何の落ち度もない自己を否定している。「本気で自殺しようと思った」と生きる気力を喪失したのである。Sさんの「安全・安心」を取り戻すには、「建物をどうにかしたところで収まる話」ではなかった。同施設内で、加害男児と顔を合わせることで自体が苦痛なのである。この施設は、Sさんから被害の訴えがあったにもかかわらず、再発防止への適切な対処を怠り、その後も性的暴力をくい止められなかったことになる。

なお、都社協調査(資料1)では、対職員性的暴力の被害(2名)が報告されている。女性職員が1人で宿直・夜勤をすることは、園舎の規模にかかわらず、勤務環境として適切とはいえない。子どもから性的暴力を受けた職員が、同じ環境で勤務を継続できるとは思えない。成人職員にとって耐え難いことなら、同じことが逃げ場のない子どもの身に起こったら、その苦しみはいかばかりだろうか。元女兒Sさんの手記は、救いを求めても届かないことへの恐怖・悲しみ・絶望に満ちている。

性的暴力の問題は、異性間のみではない。男児と女兒を別棟にしたなら、ターゲットが同性に向かったという施設もある。関係者の間では広く知られていることだが、男児から男児への性的暴力は、根の深い難題である。

施設内の子ども間性的暴力の特徴を、鑑塚(2010)は、①異性間より同性間に多い、(にもかかわらず)②異性間に比べて同性間のそれは軽視される、と指摘し、以下のように説明する。たとえば、職員には受け入れがた

い同性間の性的いじめに対し、「指導」にとまどいが生じ、「やってはいけないこと」としての「注意」にとどまりやすい。結果として、施設の子どもの間では、そのような行為が脈々と受け継がれている、ということだ。鑑塚は、このような性的事故は「遊び」でなく「暴力」であり、職員は人権侵害としての認識を持ち、異性間・同性間を問わず対応すべきであると提唱する。

また、障害を持つ子どもの中には、性への不適切な認知によって、性的事故を起こしてしまう子もいる。子どもたちを、性への正しい理解と適切な行動へと導く、性教育の充実・普及が求められる。

○対職員暴力

ここからは、施設の子どもの職員向けの暴力（対職員暴力）について、引き続き、都社協の調査結果（資料1）に基づき、分析する。

職員の6割以上が子ども暴力を受ける

都内の児童養護施設職員（全保育士および指導員）が過去に受けた暴力は、内容別で多い順に「身体的暴力」「言葉による脅し」「器物破損」「凶器による脅し」「性的暴力」（複数回答）であった。

「過去に子どもから暴力を受けたことのある職員」は全体の7割（無回答を除く）を占め、「1年以内」に限っても4割強（無回答を除く）が被害に合っている。ちなみに、「勤続3年未満の女性職員」で1年以内に暴力を受けたのは5割強（無回答を除く）にのぼり、①若く職務経験が浅い、②体力的に弱い（女性）職員が被害に合いやすいことがわかる。

なお、2010年の全国調査（こどもサポートネットあいち）でも、職員の6割が、子どもから「身体的暴力」を受けたと答えている（「心理的暴力」「性的暴力」を加えれば、割合がさらに上がることはいうまでもない）。

女児暴力の高比率

ちなみに、文部科学省（2010）が毎年行う全国調査では、平成21年度の

小・中・高校の暴力行為（生徒間＋対教師＋対人＋器物損壊）発生件数は60,913件で過去最高を更新した。また、特定の子が1人で起こす暴力が増え、中学校、とりわけ小学校での増加率が著しく、加害児の「単独化」「特定化」「低年齢化」が特徴的である。

都社協調査にみる児童養護施設の「対職員暴力」を、加害児の年齢別にみると、全ての年齢に分布している。中でも「小学校高学年」と「中学生」の層で、男女とも多くなっている。

気になるのが、全年齢層を通しての加害女児の割合である（男：女＝3：2）。特に「中学生」は男：女＝1：1である。この中には「身体的暴力」以外（「言葉による脅し」「器物破損」など）も含まれるため単純に比較できぬが、学校内暴力（身体的暴力）で、女子が占める割合は1割に達せず（小学校6%、中学8%、高校8%）、平成18年度（この年から調査対象に国立・私立が追加）以来、この比はほとんど変化がない。都社協調査が示す施設の女児暴力の比率は、際立ったものといえる（前述のように「子ども間暴力」は「身体的暴力」のみで、男：女＝2：1）。藤岡（2008）は、昨今の女児の暴力には、かつてとは異なるタイプの激しい暴力も散見することを挙げ、「男女の差は、身体的な強靱さの違いや、社会的に期待される行動規範の違いによって生じている攻撃の表現型の違いであるとみなした方がよいのかもしれない」と述べる。施設の子どもが抱いている怒り・悲しみ・苛立ちなどが、「暴力」という形で表現される時は、「女子」として「社会的に期待される行動規範」など吹き飛んでしまうということかもしれない。田村、他（2007）は、タイチャー（Teicher）、他の2004年の脳画像研究として「男児ではネグレクトが脳梁の中央部に対して強い影響を与え、女児では性的虐待が脳梁の中央よりやや前の部分に対して強い影響を与える」という結果を引用し、虐待の種類により変化が生じる脳部位がわずかに異なり、性別により影響を受けやすい虐待の種類があることを報告する。子ども暴力が「性別」によって異なるか否かは、虐待や障害（有無・種類）の相関などから、さらなる研究を深めることが課題となる。

危機管理上、適切な職員配置基準

職員が、「何人の児童から暴力を受けたか」に関しては、「1人」50%、「2～3人」35%、「4人以上」14%であった。「単独暴力」が5割を占めるが、「複数暴力」も5割と決して少なくない。

施設は女性職員が多く、年長男児から暴力を受ければ1人ではとても身を守れない。男性職員とてみなが屈強な体力の持ち主とは限らない。中学・高校生ともなれば大人顔負けの男児も多く、集団で囲まれればどんな成人男性もかなうまい。凶器を所持している子なら1人でも十分脅威となる。子どもたちに「ポコポコにされる」のは、職員としての威信失墜というレベルでなく、生命の危険を招く恐れもある。

「日頃から暴力への不安を感じるか」については、「非常に感じる」2%、「感じる」22%であった。「非常に感じる」職員が少ない理由として、調査を担当した黒田（2009）は「そのような心理状態になった場合には、ほとんどが退職をしたのではないかと推察する。4人に1人が不安を感じながら勤務していることも驚くべきことだが、その背後に、暴力の被害やその不安からバーンアウトした職員が少なからず存在するという実態は非常に重い（職員が不安を感じているのであれば、他に行き場のない子どもたちが日常感じている不安・恐怖が、大人の比でないことは言うまでもない）。職員の勤務条件（給与水準、勤務時間等の労働負荷）を改善する必要性が声高に叫ばれて久しいが、勤務中の心身の安全管理体制への問題点も、調査によって浮き彫りになった。

ちなみに、安部、他は、児童相談所の一時保護所における、対応困難場面と効果的な職員配置として、職員1人あたりの子ども数を、①「子ども間暴力」3.0人、②「対職員暴力」3.3人、③「職員への反抗」2.8人、④「器物破損」5.0人、と算出した（一時保護所と児童養護施設の違いはあるが、どちらも情緒の安定しない子どもが多いことから、目安になると考えられる）。これに従えば、職員配置において、おおむね職員：子ども＝1：3であれば、大部分の危険が回避できることになる。ただし、職員は1日

8時間勤務であることから（有給休暇その他を考慮外としても）24時間この比率を維持するには、その3倍で、職員：子ども＝1：1が、「子ども間暴力」および「対職員暴力」の危機管理上、適切な配置基準と思われる。

ひるがえって、現行の国基準（2011年4月現在）は職員：（6歳以上の）児童＝1：6である。日中は職員1人で3倍の18人を見ている計算だ。時間帯によっては30人、夜間はそれ以上を1人で担当することもある。これでは「子ども間暴力」を阻止するどころか、職員が自分の心身すら守れないのも当然といえる。職員の「安全・安心」が守られてこそ、毅然として子ども暴力に向き合うことができ、冷静な判断と的確な対応が可能となる。

なお、都社協調査（資料1）で、過去最も危機感をもった子どもからの暴力体験において、「近くに職員は何人いたのか」を職員に尋ねた項目で、「0人」38%、「1人」44%、「2人」12%、「3人以上」6%（無回答を除く）という回答であった。「0～1人」が全体の82%ということは、危機的状況下では「（自分を含め）職員2人」では対応困難で、「職員3人」いれば、リスクが大きく下がるということだ。

これらのことから、子ども暴力の危機管理上、園舎の規模にかかわらず「職員3人」が持ち場にいることが望ましいといえよう。とりわけ、夜間体制の充実は不可欠だ。子どもたちは夜間に体調を崩し易く、睡眠障害（不眠・夜驚など）、排泄障害（夜尿など）も頻回となる。それらの対応に職員が奔走する際に、見えない場所で「子ども間暴力」は発生する。したがって、「宿直」でなく「夜勤」として複数職員の配置を可能にする改善が不可欠だ。とおりいっぺんの定時巡回では潜在化する子ども間暴力を防ぐことができない。随時、頻回に子どもたちの居室や死角となる場所を見て回り、異常を迅速に察知・対応することでこそ、子どもは守られていることを実感し、安眠することができる。職員自身も複数体制であればこそ、より安全・安心に勤務でき、危機管理の責任を果たしやすい。

施設の小規模化と危機管理

対職員暴力は、施設の形態によって影響を受けるのだろうか。

都社協調査（資料1）では、大舎・中舎・小舎・グループホームで、それぞれ7割程度（無回答を除く）の職員が、過去に子どもから暴力を受けたと回答し、顕著な差は認められぬものの、形態規模が小さくなるにつれ、若干ポイントが増加した。また、不安を「非常に感じる」「感じる」割合は、グループホーム、次いで大舎がやや高かった。黒田（2009）は、本体施設に比べ、グループホームは養護の難しくない子の入所が一般的であることから、その理由を解明する必要があるとする一方、小舎やグループホームは1人勤務が多く、対職員暴力が起きやすいと分析する。

グループホームは、家庭に準ずる小規模な空間であるため、職員は子どもたちの所在や状態を確認しやすく、大舎のような子ども間の集団暴力・いじめが起きにくい。また、子どもへの個別のかかわりが可能となり、学校での出来事、被虐待の過去、親子分離の苦悩などに、職員が丁寧に傾聴し、共感的態度で接することで、子どもの心が安定する。子どもたちにとって「安全・安心」感の高い施設形態といえる。

一方、グループホームは、個々の子どもの表出が顕著となりやすい。子どもと職員の関係が深まるにつれ、職員の愛情への要求レベルもどんどん高じてゆく。大舎から来た子は、大勢でいた時無意識に抑圧していた情動を一気に噴出させる。アタッチメントに障害のある子は、最も熱心に向き合い、最も親身に世話する職員に対し、挑発的・攻撃的な言動を仕掛けてくる。他児と親しく話す職員に対し、嫉妬心をむき出しにし「どっちが大切か」と白黒の決着を延々と迫り、曖昧な返事をする職員に憎悪を向ける子もいる。

今後、グループホームに情緒の安定しない被虐待児の割合が増加すれば、衝動的な暴力および自傷（自己への暴力）への対応が課題となる。また、全体が小規模化した場合、性非行その他の行動面に問題を抱える子どもへの対応として、医療・警備面の社会資源との連携強化が迫られるだろう。

グループホームは、家事その他の仕事量が本園より相対的に多い。また、1人勤務の時間帯が長く、単独での判断・対応を迫られることから職員間の能力差の影響が大きい。特に夜間は、子どもの急病・無断外泊、保護者の急な来訪、火災など、想定外のアクシデントが多く、リスクが高い。

防犯・防災面で、グループホームに課題があることは以前も指摘があったが、都社協の調査（資料1）は、「子ども暴力」への危機管理という点においても、それを示唆したといえる。本体施設同様、「24時間複数勤務」および、緊急時は外部から迅速なる応援が得られる体制作りが求められる。

対職員暴力の背景

都社協調査において、子どもの「対職員暴力」として推測される起因を、暴力を受けた職員に尋ねたものでは（複数回答）、「八つ当たり」「トラブル介入時」が、それぞれ全体の3分の1を占め、「施設のルールに対する不満」2割、「障害の影響」1割とつづく。黒田（2009）は、「施設のルールへの不満」に関しては、話し合いでの解決の可能性が、また「トラブルの介入時」は、職員の技術的な研鑽で乗り越えられるとしながらも、「八つ当たり」は子ども本人の衝動性の改善が課題であるとし、時間のかかる取り組みである、と分析する。

「施設のルールへの不満」は、都社協の子どもアンケート（資料3）の自由記入欄で最も多く、生活時間・外出・外泊・小遣い・携帯電話などの改善を求める回答がよせられている。やや厳し過ぎるようなルールからごく常識的なルールに至るまで、子どもの不満はさまざまだ。

ルール適用をめぐる職員間で言うことが「同じ」「どちらともいえない」「違う」がそれぞれ3分の1を占め、「職員によって対応がまちまち」との自由意見が複数みられた。大規模施設は多数の職員がいることから、指導の基準統一は難しい。障害によって、突然のルール変更に戸惑いや怒りを抱く子もいる。子どもたちの自治を生かしたルール作り、公平で柔軟なルールの運用が課題となる。

「トラブルの介入時」の安全性を高めるには、黒田の指摘するように「職

員の技術的な研鑽」が欠かせない。職員に「子ども暴力に対して効果的だった施設での取組み」を尋ねた回答（自由記述）で、トラブル介入技術に直接関連する回答として、「いろいろな場面を想定し、職員間でロールプレイをしてトレーニングする」（9人）、「複数の職員でかかわる」（7人）、「担当職員以外の職員の介入」（4人）などがあった（資料1，p.53）。

衝動的な暴力

子ども暴力を誘発させないために、職員が不適切な関わりを改め、援助技術の向上に尽力すべきことは言うまでもない。また、ルールその他の既成の施設生活全般に関し、子どもの人権尊重の視点から見直し、工夫・改善する余地はあるだろう。

だが、思い通りにならないからといって、子どもが自身の不満や怒りをぐっと堪えたり、言語などの平和的方法で訴えるプロセスを省略し、「暴力」として表現する行動パターンは短絡的で尋常でない。とりわけ、「対職員暴力」推定理由の3分の1を占める「八つ当たり」としての暴力は、自分の感情を、その原因と直接関係のない職員にぶつけるという点で、非常に衝動性が高く、子ども自身の情緒の混乱に起因する暴力といえる。

○被害経験と子ども暴力

被虐待児と子ども暴力

都社協調査（資料1）は、子どもの虐待の有無が調査項目にないため、虐待と暴力の相関をデータとして把握できないが、昨今の施設内子ども暴力の深刻さは、情緒不安定になりやすい被虐待児の増加に関係している、との現場からの指摘は多い。

厚生労働省が5年ごとに実施する調査によれば、2008年、全国の児童養護施設に被虐待児が占める割合は53.4%にのぼる。2011年の現在に至っては6割を超えと言われ、職員は被虐待児へ対応に追われる現状がある。

一般に、乳幼児期の子どもが、親などの養育者から「安全・安心」を著

しく脅かすような虐待を受け続けることは、強いトラウマをもたらす。暴力を振るわれる、暴言を投げつけられる、危険を感じても守ってもらえない、満足な心身のケアを施されない、無視される、などの虐待を日常的に経験した子どもは、「親」という特定の養育者との間に、確かなアタッチメント（愛着）の絆を結ぶことができず、「反応性アタッチメント障害」を生じやすい。ヘネシー（2004）は、反応性アタッチメント障害の症状例として、①感情面（イライラ・かんしゃくを起こしやすい、感情のムラ、など）、②行動面（親や先生に攻撃的・挑発的、反社会的行動・破壊的行動を起こしやすい、衝動的、他虐的、自虐的、責任転嫁、など）、③思考面（自己否定的、他者否定的、忍耐力・集中力が低い、固執的・非柔軟な態度、など）、④人間関係（人からの情愛・愛情を受け入れず自分からも与えない、人を信頼しない、他者の感情の把握・共感ができない、不適当な感情反応により同年配の友だちができない、赤の他人に愛嬌をふりまく、など）、⑤身体面（痛みに忍耐強い、非衛生になりがち、触られるのを嫌がる、など）、⑥道徳面・倫理観（自分を悪い子だと思っている、後悔や自責の念がない、など）、を挙げる。

これらの症状が、著しい対人関係の障害と社会的不適応をもたらすことは明らかであり、反応性アタッチメント障害を生じた子どもは、暴力の「加害児」にも「被害児」にもなりやすいといえる。

総務省（2010）の調査によれば、乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の回答者（うち児童養護施設は7割）のうち、「児童虐待のケースが、他のケースに比べて特に対応困難と感じたことがある」者は9割以上であった。その理由として、「情緒的に不安定」が68.9%、「児童との信頼関係の構築が困難」47.1%、「非行など問題行動」11.1%、と回答、いずれも反応性アタッチメント障害の症状と一致する（図1）。

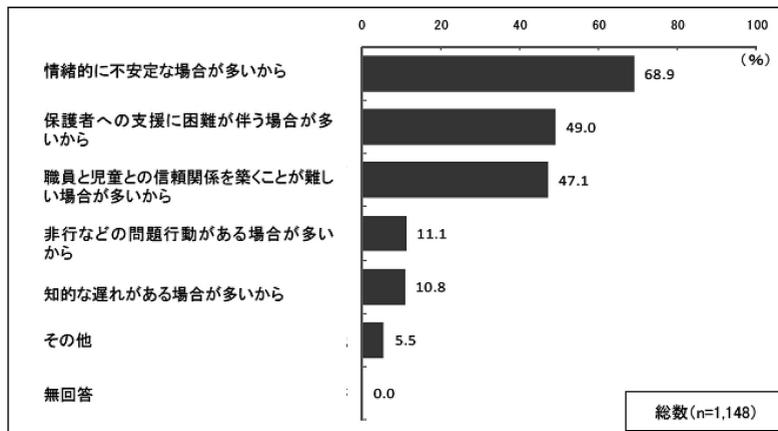


図1. 児童虐待のケースに対応が困難と感じる理由（総務省）

しかしながら、「被虐待児はおしなべて衝動性が高く暴力的である」という見方は適切でない（上記の総務省調査データも、「虐待ケースの9割に対応困難」の意ではない）。被虐待児が、著しい対応困難な症状を示すか否かは、虐待の有無のみでなく、①虐待の程度（年齢・期間・激しさ）や種類（身体的・性的・ネグレクト・心理的）、②子ども自身の遺伝的素因（生来的な脳の器質）、③虐待後の治療・教育・支援環境の充実度、④その他のストレス（いじめ・災害・戦争など）、など複数因子の相互作用によって決まるからである。

このことは、被虐待児が全入所児の過半数を占める現状にもかかわらず、前掲の都社協調査（資料1）結果において、他児に頻繁に身体的暴力を振るう加害児は特定のであったことからわかる。また、都社協児童部会が2005年12月に都内施設を対象に行った「被虐待児に対する関わり方」調査によれば、被虐待児（全入所児の54.5%）のうち、「かかわり方が難しい児童」の割合は、44.7%で半数に満たない（全入所児童の25.2%）。

ただし、虐待を受けた子どもが、入所後ただちに顕著な症状を示すとは限らず、学齢期あるいは思春期以降、著しい問題行動として現われるケー

スもある。また、他害（他者への暴力）はなくとも、自己への暴力（自殺・自傷・過食・拒食など）として行動化するケースも少なくない。被虐待児に対しては、症状の有無に関わらず経過を注意深く見守り、継続的な治療的養護を行うことが不可欠であることは言うまでもない。

発達障害児と子ども暴力

近年、施設における発達障害児への対応も重要課題となっている。厚労省（2008）の調査によれば、児童養護施設には、なんらかの障害のある児童の割合は、4人に1人（23.4%）で、5年前（2003年）に比べて、3.2ポイント増加している（①知的障害9.4%、②広汎性発達障害2.6%、③注意欠陥多動性障害2.5%、④学習障害1.1%）。

発達障害は、「子ども暴力」の原因となるのだろうか。

「発達障害児」は、その障害の種類によって、学業の遅れ、こだわり、知覚過敏、他者への共感力の欠如、多動、不注意など、通常とは異なる特徴を示すことで、家庭・学校・施設生活において、本人も周囲も多くの混乱・困難を生じ、「育てにくい子」として親から激しい虐待を、「指導しづらい子」として教師から厳しい叱責を、また「変わった子」として学友や他人所見からは辛辣ないじめや暴力を受け易い。

一方、杉山（2007）は、「発達障害は、早期からきちんとした治療的教育を行えば、適応障害をつくることなく成長が可能である」とし、障害への適切なケアの重要性を述べる。また、齊藤（2009）は、適切な環境で養育された発達障害児と比べ、虐待やいじめなどの迫害を受けた子が非常に深刻な情緒障害をきたすのは、「二次障害」としての反応性アタッチメント（愛着）障害を生じる結果であるとし、「虐待」や「いじめ」等の迫害によって募らせる被害感情や自己否定感が、外に向かっていく場合、反抗・暴力といった行動となり、「反抗挑戦性障害」や「行為障害」などを引き起こすことがある、と指摘する。

すなわち、生来の「障害」そのものが暴力を引き起こすのではなく、後天的な被害経験（虐待・いじめなど）こそが、暴力の起因となり得るとい

うことだ。都社協調査（資料1）における対職員暴力の推測される起因においても、「障害の影響」の回答は1割（前出）に過ぎなかった。

とはいえ、発達障害児は、家庭では「被虐待児」に、学校や施設では、子ども間暴力の「被害児」になりやすく、子どもがひどく傷つくような迫害体験が繰り返されれば、暴力の「加害児」となり得る。「二次障害」を生じないためには、発達障害児への適切な理解に基づく治療的養護を施し、施設・学校での「暴力・いじめ」から子どもを守り抜くことが鍵となろう。

被害体験としての「暴力・いじめ」の危険性

最近の内外の研究報告（田村、他・2007）によれば、被虐待などの強いストレス体験により脳の体積が縮小、脳機能が低下することが認められ、衝動性、攻撃性が促進され、社会的不適応を生じやすくなることが示唆された。虐待などの被害体験が、脳に及ぼす影響が脳科学研究から実証され、被虐待児に多く見られる反応性アタッチメント障害の症状を裏付けるものとなりつつある。

齊藤（2009）は、「家族外で巻き込まれた著しく苦痛な体験、例えば学校での子どもや大人による執拗なからかいやいじめによって、同じ症状や特徴を現す場合がある。幼児期から学童期早期にかけての時間に経験した心的外傷となるような環境やライフイベントは、すべて反応性愛着（アタッチメント）障害を引き起こす可能性」があると述べる。子ども間の暴力やいじめ、教師や職員による体罰・暴言も、深いトラウマとなれば、家庭内虐待と同様の問題を生じるということだ。

家庭で虐待を受けた子どもが、施設入所後、他児から暴力・いじめ等を受けることは、「再虐待」であり、虐待により脆弱化した脳へさらなるダメージを及ぼすことになる。また、「安全基地」であるはずの職員が「子ども間暴力」を放置することは、「施設内虐待」としての「ネグレクト」であり、被害児の大人への不信感を一層募らせ、職員とのアタッチメント再形成の過程に重大な障害となる。

施設で暴力の危機に晒されることは、より深刻な二次的・三次的な障害

を生じ、暴力の連鎖を生む危険性がある。①被害の早期発見、②再被害防止のための被害児の保護、③被害児の治療的養護、を可能にする体制を整えることが急務となる。

加害児の治療的養護への課題

一方、加害を繰り返す子どもに対しても、適切な教育や治療を施さなければ、暴力に対する不適切な認知は改まることなく、暴力的傾向が深刻化する恐れがある。他児や職員の「安心・安全」を脅かし続けるのみならず、本人の家庭復帰や社会的適応は困難を極めるものとなる。「暴力は決して許されない行為であり、自らの行動の結果には、必ず責任が伴う」ことを体系的・継続的に教育することが必要である。

だが、再三の加害に対しては、被害児の安全確保を第一に考え、加害児を分離することが必要となる。緊急措置として施設内に安全に加害児を分離・保護する場所は限られる。児童相談所の一時保護所は、文字通り「一時的」な「保護」のための場所であり、長期的措置となれば、深刻なケースほどその後の受け入れ先がない。安易に措置変更が繰り返されれば、加害児は、「見捨てられ感」から「自己否定感」をさらに募らせ、環境の変化がマイナスに作用する。加害児に対して、十分な説明と話し合いを行い理解が得られるようにすること、また措置変更後も元の施設や児相の担当職員がコミュニケーションを密に「絆」を維持し、見守り続けることが望ましいが、児童養護施設、児童相談所とも慢性的な職員不足ゆえ、丁寧なフォローし続けるゆとりがない、という現状がある。

最も必要とされる医療的環境（児童精神科医・病棟など）、および、恒久的アタッチメント対象者としての愛情的・治療的環境（専門里親・治療的里親・ファミリーホームなどの、家族的養護）の受け皿は、量的に全く足りておらず、課題はあまりにも多い。

加害児は、かつて「虐待」「いじめ」の被害児であった可能性が高い。「辛い思いをしてきたね。痛かったね。くやしかったね」と、誰にも聴いてもらえなかった過去の苦痛に、傾聴・共感し、辛抱強く寄り添ってくれる大

人の存在が必要である。「自分をわかってくれようとする人がいる」「心配してくれる人がいる」という自信と安心感を得ることなしに、加害児が根深い人間不信から解放され、自分のした加害に正面から向き合うことは難しいだろう。

○まとめ

都社協調査の報告書（資料2）は「今回の調査結果は、私たちの予想を超える衝撃的な実態を明らかにするものであった」とふりかえる。ちなみに、都内の児童養護施設は、東京都の加算により職員：一般児童＝1：5（国基準は1：6）など、職員配置基準上やや優遇されている。したがって、地方における施設内子ども暴力は、少なくとも同調査のデータを上回るものと推測される。程度の差こそあれ、全国でかなり多くの児童養護施設が、「子ども暴力」の対応に苦慮しているのではないだろうか。

施設の子ども暴力は、①集団生活のストレス、②異年齢間の支配－被支配関係、③暴力への不適切な認知、④施設の取り組み意識や危機管理体制の問題、⑤職員配置基準（＊2）の問題、⑥職員の援助技術の問題、⑦施設の規模や構造上（死角など）の問題、⑧被虐待のトラウマ、⑨入所後の被害経験（暴力・いじめ）のトラウマ、⑩親子分離のストレス、⑪被害児・加害児への治療的・愛情的環境の不備、などの相互作用によってもたらされると考えられる。

前述のように、学校の暴力（校内暴力）も増加傾向にある。学校以上に複雑な難題をいくつも抱える児童養護施設にあって、子ども暴力は「どの施設でも起こり得る」共通の課題となっている。

（1）継続的な実態調査による子ども暴力の特徴・傾向の分析、（2）深刻な事例および取り組み実践例の相互検証による施設間の情報共有化、（3）経験・技術を有する職員の育成（ゆとりあるケアと研修等の技術研鑽を可能にする職員配置基準への改善、および長く勤務できる労働条件への改善）、

(4) 心理職・看護職の充実・児童精神科医によるスーパービジョンの充実、(5) 居室面積の拡大と施設形態の小規模化、(6) 専門性の高い里親の養成、(7) 児童相談所との連携強化、などが「子ども暴力」の予防と対策に不可欠と思われる。

○おわりに

1. 「安全・安心」な日常生活

2. 特定のアタッチメント対象者との継続的・安定的なかかわり

この二点は、子どもが健全に幸せに生きる上で必要不可欠な要素である。他者から決して脅かされることのない「安全・安心」な環境でなければ、ごはんをおいしく味わうことも、ゆっくりお風呂につかることも、ぐっすり眠って楽しい夢を見ることもできない。勉強して成長すること、傷ついた心身を癒すこと、人を信じて愛すること、などできるはずがない。

「安心・安全」な日常生活が何の問題もなく恒久的に維持される状態にあってはじめて、子どもは自分を本気で守ってくれる信頼できる大人の存在を知り、自分が本当に愛されていることを実感する。愛されている自分にはかけがえのない価値ある存在である、という自尊感情を得ることで、自分と同じように価値ある存在としての他者を認めることができる。「傷つけたいけない」、と理解するに至るのである。

社会的養護を担う児童養護施設の使命は、第一に、人権を回復し、「安全・安心」な日常生活を保障することであり、第二に、人間相互の愛情・信頼関係を再構築すること（アタッチメントの再形成）であろう。昨今は、虐待のトラウマや障害による生きづらさを抱える子ども、そして今、暴力・いじめで傷ついた子どものための治療的養護という第三の使命を担うことを期待されている。

現実には、児童養護施設がこれらの使命を果たし得るだけの条件は整っていない。施設や職員の努力だけでは、いかんともしい深い事態である。

○引用文献・主要参考文献

- 【資料1】…東京都社会福祉協議会児童部会（2009）「〈児童養護施設における児童の暴力問題に関する調査〉報告」『紀要 平成19年度版』, pp.43-53, ①調査期間は2007年10月15日（月）～21日の1週間, ②都内59の児童養護施設を対象に実施, 調査票の回収は48施設（81.4%）
③「対職員暴力について」は、対象施設の保育士・指導員から919票回収（有効916）, ④「児童間の身体的暴力について」「児童の暴力への取組・効果的だった取組」「制度政策への改善への意見」は、48施設から回収（回収率81.4%）
- 【資料2】…黒田邦夫, 2009「〈児童養護施設における児童の暴力問題に関する調査結果〉について」東京都社会福祉協議会児童部会『児童福祉研究』2009 No.24, pp.30-42.
- 【資料3】…東京都社会福祉協議会児童部会（2006）「〈入所児童の施設生活に対する意識〉の調査」①調査結果「福祉サービス第三者評価の利用者アンケート」を利用, ②20施設が回答提出, 自由記述を提出したのはうち13施設
- 【資料4】…子どもが語る施設の暮らし編集委員会編（2003）「子どもが語る施設の暮らし2」明石書店
- ・安部計彦, 他「児童相談所一時保護所の運営に関する調査研究（平成18年度児童関連サービス調査研究等事業）」, 財団法人こども未来財団, p.105.
 - ・有村大士（2009）「対応困難場面発生の構造からみた規模と職員配置（第2章第1節）」安部計彦・編著「一時保護所の子どもと支援」明石書店, pp.60-62.
 - ・NPO法人こどもサポートネットあいち（2010）「児童養護施設高校生25%暴力受ける」『中日新聞』2010年10月31日朝刊
 - ・木全和巳（2010）「児童福祉施設で生活する〈しょうがい〉のある子どもたちと〈性〉教育支援実践の課題」
 - ・厚生労働省（2008）「平成19年度児童養護施設入所児童等調査」平成20年（2008年）2月1日実施
 - ・厚生労働省（2003）「平成14年度児童養護施設入所児童等調査」平成15年（2003年）2月1日実施。「児童の心身の状況（表6）」で、「広汎性発達障害」および「LD」は、反応性愛着障害などの情緒障害を含む「その他の障害等」に分類される。
 - ・齊藤万比古（2009）「発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート」学研
 - ・杉山登志郎（2007）「子ども虐待という第四の発達障害」学研, p.21.
 - ・杉山登志郎（2009）「そだちの臨床—発達精神病理学の新天地」日本評論社
 - ・総務省（2010）「〈児童虐待の防止等に関する意識等調査〉結果報告書」平成22年12月
 - ・田村立、遠藤太郎、染矢俊幸（2007）「虐待が脳の発達に及ぼす影響」、『里親と子ども』明石書店, 2007.Vol.2, pp.54-60.
 - ・藤岡淳子（2004）「激しい暴力を爆発させた少年の心の限りと広がり」, 藤岡・他『少年非行』星和書店, pp.137-144
 - ・藤岡淳子（2008）「関係性における暴力」岩崎学術出版社, pp.64-65.
 - ・ヘネシー・澄子（2004）「子を愛せない母 母を拒否する子」学研, pp.39-52.
 - ・森田ゆり（1999）「子どもと暴力」岩波書店
 - ・文部科学省（2010）「平成21年度〈児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査〉について」

- 鋳塚理恵（2010）「児童養護施設における性教育—生活支援の中から、子ども間の施設内性的事故（性加害被害）を考える—」、『季刊〈児童養護〉』2010, Vol.41, No.2, pp.33-36.

○注釈

- * 1…施設職員から被措置児童への身体的虐待（体罰を含む）、性的虐待、ネグレクト（職員による虐待および子ども間暴力の放置を含む）、心理的虐待。児童養護施設における施設内虐待の存在が世間に広く知られ、問題視されるようになったのは、福岡県内の施設の職員による体罰事件報道のあった1995年以降といわれる。2000年には、体罰等を行った千葉県内の施設の前園長が逮捕されている。現在、子どもの人権に対する意識向上によって、体罰・暴言等を容認する施設は大幅に減少したといわれるが、実態は明らかでない。今なお、「指導・しつけ」の名の下に子どもたちを体罰で管理する施設や職員の存在はあり、職員から子どもへの性的虐待も報告されている。

児童福祉法改正（2009年4月施行）を受けて、厚労省が行った全国調査（「平成21年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」）では、児童養護施設において29件、施設内虐待の事実が認められた。また、こどもサポートネットあいち（2010）の全国調査によれば、児童養護施設の高校生の25%が、職員から身体的または精神的暴力（施設内虐待）を受けたと回答した。

- * 2…2011年1月、厚生労働相が、施設の子どもたちへの国民的関心と理解を深めた「タイガーマスク現象」に言及し、国として児童養護施設の職員配置基準を見直す方向で検討していると発言、かねてから専門委員会で審議を重ねてきた厚労省も、①職員配置基準の増員、②居室面積の最低基準の拡大の方針等を示し、社会的養護が一步前進する見通しとなった。直後に発生した東日本大震災による混乱と財源悪化により、対応の遅れが懸念されるが、施設の子どもたちの人権回復・向上のため、一刻も早い改善が望まれる。